

令和5年5月2日

保護者の皆様

大阪府立河南高等学校
校長 仲谷 浩

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の府立学校における取扱いについて

日ごろから本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更することに伴い、学校保健安全法施行規則の改定が行われ、大阪府教育庁より通知がありました。

今後の学校における主な対応について、下記のとおり、お知らせします。

なお、本件についてご質問等がございましたら、本校教頭までお問合せいただきますよう、お願いいたします。

記

■出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後、1日を経過するまで

■外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日め(※1)として**5日間は外出を控えること**(※2)

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日めとします。

(※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

■日常の感染症対策

健康観察：発熱や咽頭痛、咳等の**普段とは異なる症状がある場合には、無理をせず、休養してください。※ただし、原則「出席停止」にはなりません。**

手指衛生：外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをしてください。

■感染不安を理由に学校を休む場合の「出席停止・忌引等」の扱い

新型コロナウイルス感染症への感染不安を理由に学校を休む場合の「出席停止・忌引等」の扱については、「本人に医療的ケアの必要や基礎疾患がある」「同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情がある」場合に限ります。

【本件連絡先】

大阪府立河南高等学校

教頭 加藤 光

TEL 0721-23-2081

※学校への電話連絡は、平日午前8時30分から午後5時までの時間帯にお願いします。